

# 独立行政法人大学入試センター外来研究員受入規則

平成13年4月1日  
規則第48号

改正 平成18年4月1日規則第33号

改正 平成22年3月25日規則第25号

改正 平成26年3月31日規則第6号

改正 平成31年4月30日規則第22号

改正 令和4年3月31日規則第30号

## 独立行政法人大学入試センター外来研究員受入規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における外来研究員（以下「研究員」という。）の受入れについては、この規則の定めるところによる。

(研究員の種類)

第2条 研究員の種類は、次のとおりとする。

- 一 内地研究員制度実施要項（昭和37年3月28日文部大臣裁定）に基づき派遣された内地研究員
- 二 日本学術振興会により採用された特別研究員及び外国人招へい研究者
- 三 国内の大学その他の教育研究機関に所属する研究者等であつて、この規則により研究員等として受入れを許可された者（前各号に掲げる者を除く。）
- 四 外国の大学その他の教育研究機関に所属する研究者等であつて、この規則により研究員等として受入れを許可された者（第2号で掲げる者を除く。）

(許可申請)

第3条 研究員を受け入れようとする場合、試験・研究統括官又は研究開発部長は、別記様式の許可申請書を理事長に提出しなければならない。

(受入許可)

第4条 理事長は、研究員との交流を通じ、広義の入試に関する研究を行うことが、学術の進展に寄与すると認められる場合には、研究員の受入れを許可することができる。

(受入期間)

第5条 研究員の受入期間は、研究員に係る実施要項等に定める期間とする。ただし、受入期間の定めのない研究員にあつては、受入期間は1年以内とする。

- 2 理事長は、受入期間延長の申出があつた場合には、研究を継続する必要があると認めた場合に限り、1年を限度として、受入期間の延長を許可することができる。

(担当教員)

第6条 理事長は、研究員の研究目的及び研究内容等を考慮の上、研究員の担当教員又は共同研究を行う教員を指名するものとする。

(報告書の提出)

第7条 研究員は、受入期間終了時までには、研究報告書を理事長に提出しなければならない。

（施設等の利用）

第8条 研究員は、センターの施設及び設備等を責任者の許可を得て利用することができる。

（規則等の遵守）

第9条 研究員は、センターの定める規則等を遵守しなければならない。

（受入れの取消し）

第10条 理事長は、研究員が次に該当するに至った場合には、受入れを取り消すことができる。

- 一 研究員が研究期間中に、病気その他の理由により研究の中止を申し出た場合
- 二 センターの規則その他の遵守事項に違反した場合
- 三 その他研究に従事することが適当でないと認められる場合

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月30日）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。